

第23回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第14条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第12条及び第13条に定める不当な差別的言動の該当性及び事案の概要公表並びに拡散防止措置について調査審議

- 審査会における主な意見等
 - ・ 不当な差別的言動と認めた表現活動の概要等について、態様を読み取れるよう、客観的事実に基づいた表現を使用して公表をするべきである。
 - ・ 拡散防止措置について、条例の運用により蓄積された事例を踏まえた議論が必要である。

- 事務連絡ほか